

船舶事故調査報告書

令和4年1月12日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年2月21日 08時00分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市大築海島北西方沖 答志港1号防波堤灯台から真方位010°1,300m付近 (概位 北緯34°32.8′ 東経136°54.3′)
事故の概要	遊漁船魁星丸は、北北東進中、遊漁船丸安丸は、漂泊中、両船が衝突した。 丸安丸は、釣り客1人が負傷し、左舷中央部及び左舷船尾部外板に亀裂等を生じ、また、魁星丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年4月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 魁星丸、7.3トン ME2-5362（漁船登録番号）、個人所有 11.97m(Lr)×3.08m×1.20m、FRP ディーゼル機関、367.80kW、平成2年10月 第243-21606号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 丸安丸、1.7トン 243-36046三重、個人所有 8.25m(Lr)×2.13m×0.80m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成15年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 32歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年12月8日 免許証交付日 平成28年12月8日 (令和3年12月7日まで有効) B 船長B 64歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月9日 免許証交付日 平成30年2月13日 (令和5年5月26日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（釣り客B）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部及び左舷船尾部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、令和3年2月21日07時00分ごろ大築海島北方沖の釣り場に向けて鳥羽市石鏡町所在の係船場所を出航した。</p> <p>A船は、07時10分ごろ途中の加布良古水道の釣り場で釣りを行った後、07時40分ごろ鳥羽市大築海島北方沖の釣り場に向けて航行を開始した。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側の操縦席の前に立ち、手動操舵により約15～16ノット（kn）の対地速力で、大築海島と答志島間の海域を北西進した後、右転して北北東進していたところ、08時00分ごろ、何かが当たった音が聞こえたので、後方を見た後、B船と衝突したことを認めた。</p> <p>船長Aは、引き返してB船の釣り客の状況を確認し、船長Bに航行できるかどうか尋ねたところ、自力航行可能であり帰港できる旨を聞いたので、後でB船の定係地で落ち合うこととし、A船は係船場所に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、07時00分ごろ大築海島北方沖の釣り場に向けて鳥羽市小浜町所在の係船場所を出航した。</p> <p>B船は、07時30分ごろ釣り場に到着し、船首を北西に向けて2回目の流し釣りをしながら漂泊中、船長Bが、操縦室内で釣り客の様子を見ていたところ、A船が左舷船尾方約20mに近づいて来ていることに気付いたが、何もできず、A船と衝突した。</p> <p>釣り客5人のうち、左舷船尾部で釣りをしていた釣り客1人（以下「釣り客B」という。）は、A船の船首部が自分に向かって来ることに気付き、逃げようとしたが間に合わず、衝突の衝撃で後方に倒れた際、釣り道具箱等に身体が当たり、左肩と腰を負傷した。</p> <p>B船は、船長Bが船長Aに自力航行可能である旨を伝え、自船の定係地に帰航した。</p> <p>釣り客Bは、本事故当日、自身で岐阜県郡上市内の病院に行き、後日、同病院で診察を受け、全治約3週間の通院加療を要する左肩関節脱臼及び腰殿部打撲と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図（拡大）、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照）</p>
その他の事項	A船は、本事故当時、船尾甲板に釣り客が多数おり、航行時に船首部が若干浮き上がった状態であり、操縦席の位置から旋回窓を通して

前方を見た場合、船首浮上と船首甲板の煙突の影響で右舷船首方約3～13°の方向に死角が生じていた。(図1、図2参照)

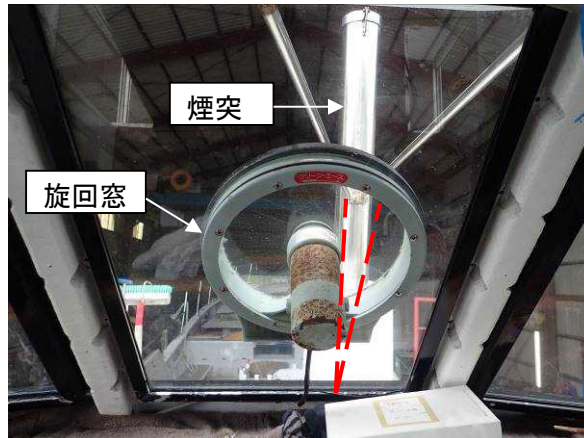


図1 A船の操縦席からの見通し状況



図2 A船の前部にある煙突

船長Aは、ふだん、大築海島の北西方付近で遊漁をしており、漂泊船をあまり見掛けたことがなかったので、本事故当時、前路に支障となる船舶がないものと思っており、また、レーダーを起動して監視はしていたが、B船の映像は小さ過ぎたので、確認できなかったと本事故後に思った。

船長Aは、大築海島と答志島間の海域を航行する際、島陰を抜けた時に左右に船首を振って少し左右を覗き込んで右舷船首方の死角を補う見張りが必要であったと本事故後に思った。

船長Bも同様に遊漁船の船長は、漂泊して遊漁する場合、釣り客が魚のいる棚を取りやすくし、釣りやすくするため、釣り客の糸の流れ具合に合わせて操船する必要があり、常時、釣り客の釣りの様子に注意を向けていた。

分析

乗組員等の関与

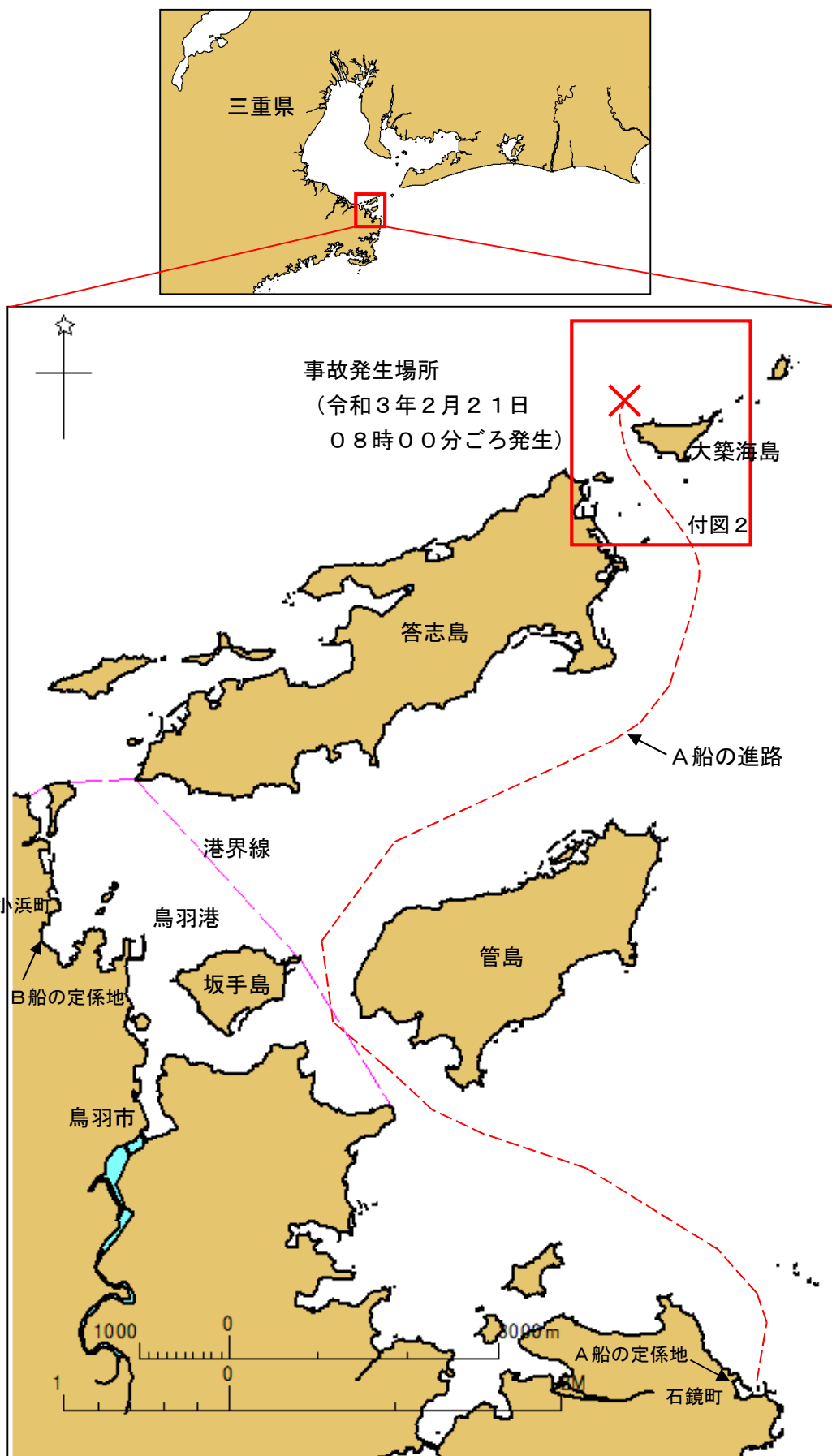
A あり、B あり

船体・機関等の関与

A あり、B なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、右舷船首方に船首浮上と船首甲板の煙突の影響で死角が生じている状況下、大築海島と答志島の間の海域を北西進中、船長Aが、ふだん大築海島の北西方付近で釣りをしている漂泊船を見掛けたことがなく、前路に支障となる船舶がないものと思い、右転して同島北西方沖を北北東進したことから、同死角に漂泊中のB船がいることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、操縦席の位置から旋回窓を通して前方を見て操縦していたことから、右舷船首方に生じていた死角にいたB船が見えなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、大築海島の北西方沖で船首を北西に向けて漂泊中、船長Bが、釣り客の釣りの様子に意識を向けて漂泊を続けたことから、左舷船尾方至近に接近するA船を認めたものの、どうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、大築海島の北西方沖において、A船が北西進中、B船が船首を北西に向けて漂泊中、船長Aが、右舷船首方に船首浮上と船首甲板の煙突の影響で死角が生じている状況下、前路に支障となる船舶がないものと思い、右転して北北東進したため、また、船長Bが、釣り客の釣りの様子に意識を向けて漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、航行中、船の構造物によって船首方に死角が生じる場合、船首を振って死角に船がないか覗き込むなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・遊漁船の船長は、島と島の狭い海域付近で、釣り等で漂泊する場合、島影から突然船舶が航行してくることがあるので、特定の釣り客の様子に意識を向けず、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（拡大）

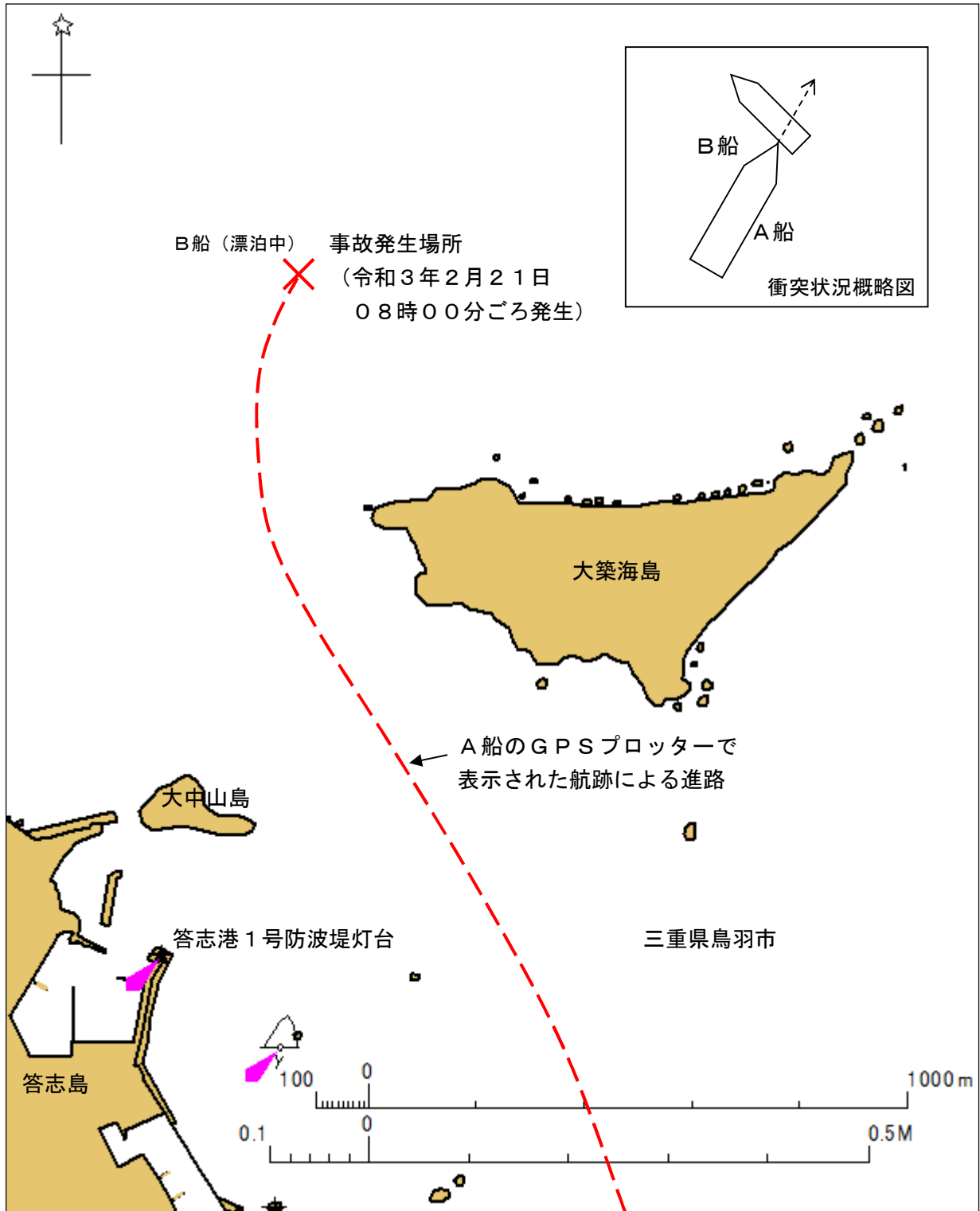


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

